

食品衛生トピックス 《2015/02/19》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産トマトから基準値を超える残留農薬（フルキンコナゾール）が検出された事例があったことから、下記の食品が検査命令の対象となりました。

検査命令日：平成27年2月6日

対象国：インド

対象品目：ひよこ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

検査項目：残留農薬（グリホサート）

【 フルキンコナゾール 】

1. トリアゾール系農薬・殺菌剤
2. 許容一日摂取量は、欧州食品安全機関（EFSA）によると、体重1kg当たり0.002mg/日です。
3. 体重60kgの人がフルキンコナゾールが0.04ppm残留したトマトを毎日3kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. フルキンコナゾールは、トマトには0.01ppmの基準値が適用されます。

【 違反の内容 】

1. 品名：生鮮トマト

輸入者：株式会社 ○○○

輸出者：HONGWON TRADING CO.

届出数量及び重量：1,760 カートン、7.04 トン

検査結果：フルキンコナゾール 0.03 ppm 検出（基準値：0.01 ppm）

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室

日本への到着年月日：平成26年12月1日

違反確定日：平成 26 年 12 月 11 日

貨物の措置状況：全量販売済み

2. 品名：生鮮トマト

輸入者：株式会社 ○○○

輸出者：NH TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：279 カートン、1.12 トン

検査結果：フルキンコナゾール 0.04 ppm 検出 (基準値：0.01 ppm)

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室

日本への到着年月日：平成 27 年 2 月 5 日

違反確定日：平成 27 年 2 月 17 日

貨物の措置状況：全量販売済み

3. 品名：生鮮トマト

輸入者：株式会社 ○○○○

輸出者：NH TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：62 カートン、0.25 トン

検査結果：フルキンコナゾール 0.02 ppm 検出 (基準値：0.01 ppm)

届出先：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室

日本への到着年月日：平成 27 年 2 月 5 日

違反確定日：平成 27 年 2 月 17 日

貨物の措置状況：全量販売済み